

令和2年4月10日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年4月10日（金）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
		14番	山村 珠美		

4、欠席委員：13番 吉良山 友二

5、議事日程

- 第1 議第45号 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 第3 報告第14号 農地法第18条の規定による小作解約に関する件【合意解約】
- 第4 議第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第5 議第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 後 藤 一 寛  
係長 津 留 大 輔  
係 丸 山 響

事務局長      それでは、高森町農業委員会会議規則の第6条の規定によりまして、過半数以上の委員さんが御出席でございますので、会の成立を御報告いたします。

併せまして、同規則第4条の規定によりまして、この委員会の進行を会長のほうにとなっておりますので、会長のほうにお願いしたいと思います。

議 長      改めまして、こんにちは。

事務局長も、今紹介をされたとおりに一新をいたしまして、すんなりスタートを切りたいなと思っておりましたけれども、昨今のコロナウイルスの流行が何もかも影響いたしまして、ちょっと会議をすること自体も躊躇するような状態でございますけれども、こういう状況でございますので、少しでも短時間で終われるように御協力をしていただきたいなと思っております。

時間を取りたくございませませんが、皆さんも誰がどこで感染をするか分かりませんので、マスコミ等々でいろんな対象方、個人でできる分の対処法が繰り返し繰り返し放送されておりますが、それは守ることは国民としての義務かなど、精いっぱい自分でやれることをやって、まず感染をしない、人にうつさないというようなことに力を注いでいただきたいなと思っております。

今日は、案件が若干ございますが、あまり難しいものはないように思われますので、スピードを上げて審議をしていただきたいなと思っております。

お疲れ様です。よろしく申し上げます。

それでは、早速始めさせていただきます。

#### 「議第1号」

事 務 局      高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長      はい。署名委員に関する件でございますけれども、いかがいたしましょうか。

(複数委員)      一任。

議 長      はい。一任ということでございますので、本日は1番の谷川委員さん、それから2番の高崎委員さんをお願いをいたします。

続きまして、「報告第1号」

事務局から説明をしていただきます。

事 務 局      報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。  
報告第1号、農地法第3条3の規定による相続案件でございます。

議案、4ページの番号1及び番号2の2件について届出がなされております。補足資料につきましては、1ページから3ページまでを御覧いただきたいと思っております。

番号1案件につきましては、補足資料の2ページの写真でございます。番号2につきましては、補足資料3ページでございます。御確認をお願いいたします。

番号2につきましては、補足資料の3ページと4ページも併せて御覧をお願いいたします。

議長 報告第1号について、何か御不審な点とかございませんでしょうか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりといたします。

続きまして、「議第2号」

事務局 議第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この件につきましては、8番の岡本委員さんからの説明をいただきます。

8番委員 議第2号、農地法第3条審議資料。

番号1、内容のほうは6ページのとおりでございます。補足資料のほうは6ページ、7ページのとおりで。7ページの写真のほうが変わってまいりましたので、別に写真が写っている用紙があると思いますが、これも上と下が写真が逆でございますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

上のほうの写真なんですけれども、田んぼが上にあって、下にも田んぼがあって、その間に土手が長くあると思っておりますけど、奥のほうには茶の木が植わっております。ここが譲渡人さん土地でございます。草を切るときなんかには譲渡人さんに聞きながら、この譲受人さんが切っておられたということで、今回、双方合意によります売買でございます。よろしく申し上げます。

議長 はい。議第2号の議案につきまして、何か御質問等はございませんか。写真がちょっと前後しとるとかというようなことがございましたけれども、ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようでございますので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第3号」

事務局 議第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは3番の担当委員の首藤さん、よろしく願いをいたします。

3番委員 議第3号、農地法第4条審議資料。

8ページを御覧ください。補足資料は8ページ、9ページですね。転用理由として、鳥獣害が多く耕作に適しない土地となったため、平成13年1月頃に植林し、無断転用状態になっていたため、始末書を添えた上、転用申請を行っているということです。

また、この〇〇さんという方が〇〇歳ですよね。跡を継ぐ人もおらんし、〇〇たちはおるんですけど、地元にいないということで、そういった理由もここに書いてないんですけど、知った限りあるんじゃないかというふうに思います。よろしく願いします。

議長 はい。今、説明がございましたけれども、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。御意見もございませんので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第4号」

事務局 議第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議第4号につきましては、担当委員の谷川委員さん、よろしく願いをいたします。

1番委員 議第4号、農地法第5条審議資料。

番号1は、10ページのとおりです。補足資料は、11ページから13ページとなっております。

転用理由は、現在の住居が手狭となったため、住宅を建設したい、また譲受人は農業を営んでおり、併せて農業用倉庫も建築したいということです。なお、現在、この畑は耕作放棄地となっている状態です。

御審議をお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。

この案件につきまして、事務局のほうから補足とかあったらお願いをしたいと思えます。

事務局      こちらの案件につきましては、871㎡を住宅と農業用倉庫の転用ということで出ていますが、一般的に住宅だけの場合はおよそ500㎡までということになっておりますが、今回、農家住宅ということで、併せて農業用倉庫も建築し、農業の用に営むということがありましたので、この871㎡全てを転用するということになります。農家住宅の場合は、一般的に1,000㎡までは転用を許可ができるというような内容になっております。以上です。

議長          はい。ありがとうございます。  
そういうようなことを踏まえた上での申請であるということでございますが、何か御意見ございますか。

(複数委員)

議長          ありません。  
はい。意見はないということで、このとおりの決定をいたしたいと思えます。

続きまして、「**報告第2号**」

事務局      報告第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。【中間管理】  
別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年4月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長          はい。この件につきましては、報告の案件でございますので、事務局から報告をお願いいたします。

事務局      はい。事務局から報告をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

利用権設定各筆明細でございます。農地中間管理機構との貸借案件でございます。

番号1番、2番、3番と、13ページに4番、5番と、5つの案件でございます。

1番、賃貸借権設定、12ページを御覧ください。補足資料につきましては、14ページから15ページの案件でございます。15ページがその写真でございますので御覧ください。

1番案件につきましては、補足資料15ページの写真の右下に書いてございます方が最終的な受け手になります。農業公社を経て受け手に渡るという案件でございます。

続きまして、番号2の案件でございますが、こちらは補足資料の16ページを御覧ください。この案件につきましても、農業公社を介しまして一番右の耕作者に使用権を設定するという案件になります。

3番の案件につきましては、補足資料17ページを御覧ください。

い。こちらと同じく農業公社を介して受け手に使用貸借権が設定をされました。

議案の最後の13ページを御覧ください。4番目の案件です。4番目の案件につきましては、補足資料の1枚戻って16ページに写真がございます。こちらと同じような貸借権の設定でございます。

最後の5番案件でございます。補足資料の一番最後の18ページを御覧ください。農業公社を介しまして、同じく使用貸借権の設定がなされております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

利用権の設定でございますけれども、この番号1の件につきましては、以前は相対での小作契約がしてあって、今回、公社を通してやるというような話を聞いていますが、そのとおりですか。

そうだそうですので、もしそういったのを近所でお聞きになった場合には、こうしたやり方をされたらいかがですかというのをするのも、我々の仕事かなと思っております。

何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないというようなことでございますので、この報告のとおりいたします。

以上をもちまして、本日の議案が全て終わりました。

事務局のほうから御相談があるそうでございますので、よろしくお願いたします。(録音終了)